

(仮称) 岡崎市西部学校給食センター整備事業の優先交渉権者の決定について
(速報)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第8条第1項の規定により、優先交渉権者及び次点交渉権者を下記のとおり選定しましたので公表します。

なお、PFI法第11条第1項の規定による客観的評価の結果につきましては、岡崎市西部学校給食センター整備事業者選定審査委員会における審査講評を添えて、後日、公表する予定です。

令和4年3月24日

岡崎市長 中根 康浩

記

1 優先交渉権者

酒部建設グループ

(1) 代表企業

酒部建設株式会社

(2) 構成企業

株式会社アイホー 名古屋支店

株式会社トーエネック 岡崎支店

サンエイ株式会社 サービス事業部 西三河営業所

東洋システム株式会社

(3) 協力企業

株式会社綜企画設計 名古屋支店

2 次点交渉権者

なし